

## 中国高等職業教育分野における 1 + X 証書制度の位置づけ

張 潔麗

### 1. はじめに

近年、教育機関と、企業・産業界との間の人材の流動可能性を高めるため、学校教育分野と職業分野の双方における資格の相互承認の促進が世界の潮流になってきている。UNESCO によると、2015 年までには世界範囲内の 150 以上の国において、国家学位・資格枠組み（原語は National Qualifications Framework、以下 NQF）の構築が展開された<sup>1</sup>。そのなかで、日本においても NQF の導入が議論されるようになってきている。吉本らは「第三段階教育における職業教育の質改善」に注目して、日本には「高度成長期に形成された教育と職業の分離」の問題点があると指摘したうえで、NQF の導入可能性を日本国内の社会的・制度的背景及び諸外国の状況を踏まえて総合的に検討している<sup>2</sup>。

同様に、中華人民共和国（以下、中国）では高等教育段階の職業教育の量的拡大及び質的改善が図られており、資格の相互承認に関する各種政策が提案され、実践されている。吉本らも上記の研究のなかで、中国を対象として取り上げ、「NQF への開発可能性の研究が始まっているが」、「研究開発には限界があるとも見られる」と指摘している<sup>3</sup>。しかし一方で、2019 年に、中国国務院（日本の内閣府に相当する）は「国家職業教育改革实施方案」（以下、2019 国務院方案）において、NQF の考え方が反映されている「学歴証書と職業技能水準証書」からなる「1 + X 証書制度」（以下、1 + X 制度）を打ち出している<sup>4</sup>。当該文書では、「1」つの学歴証書と、「X」、すなわち、複数の職業技能水準証書の 2 種類の証書の取得を合わせて 1 + X 制度と呼称されて、高等職業教育機関をはじめとする職業教育機関の学生が卒業時に、1 つの学歴証書と複数の職業技能水準証書を取得することが目標として掲げられている（第 6 条）。

同時に、中国では従来、職業資格証書及び、職業資格証書と学歴証書からなる双証書制度も存在してきた。詳細は本文で述べるが、職業資格証書は 1990 年代前半に社会主義市場経済体制を整備するための一環として政府によって提起されたものであり、2000 年代に入ると高等職業教育機関の在学学生による取得可能性も政府文書に明記されるようになったものである。一方で、同じく高等職業教育段階に導入された「1 + X 制度」は、後述するように、2019 国務院方案に掲げられる職業教育の発展スローガンのうちの「書証融通」、すなわち、学歴証書と職業技能水準証書との融合及び流動をはかる内容においてその重要性が明らかにされている<sup>5</sup>。

では、すでに高等職業教育分野に導入されていた職業資格証書及び双証書制度と、新たに導入された職業技能水準証書及び 1 + X 制度とはどのように異なり、後者はまた、高等職業教育

分野においてどのような位置づけを有するものとして提起されたのか。前者の職業資格証書及び双証書制度に関する先行研究は多くみられ、そのなかでは後述するように、戴と劉による職業資格証書の制度整備にまつわる全体的な状況に関する先行研究がみられる一方で、一つの分野における職業資格証書の動向や改革に着目するものがほとんどである<sup>6</sup>。新たに導入された1+X制度について、臣川は2019年国務院方案における関連内容を翻訳して紹介しており、孫は1+X制度に含められる職業教育の基準は教育機関及び社会に共通して認可されるものであるため、職業技能水準証書には学歴証書と補い合う関係性を有し、その実践に力を入れるべきであると提言している<sup>7</sup>。このように、職業資格証書と職業技能水準証書、そして双方と学歴証書との組み合わせによる双証書制度と1+X制度のそれぞれが注目され議論されている一方で、これらの相違点に関する整理は未だ不十分な状況にあるといえよう。

そのため、本稿は中国の高等職業教育分野における職業技能水準証書を、職業資格証書を合わせ鏡にしながら、制度的枠組み及び高等職業教育分野における取得方法の側面から整理することによって、1+X制度の位置づけを明らかにすることを目的とする。この点は中国における高等職業教育の発展現状に対して理解を深めるうえで有意義であると同時に、日本におけるNQFの展開可能性に対する示唆も与えうると考えられる。本稿の研究手法は文献調査であり、取り扱う資料は学歴証書、職業資格証書、及び職業技能水準証書と関連する法律法規、政府文書、政府による統計資料及び先行研究である。

本稿の構成は次のようになっている。まず、第2節では、中国における高等職業教育を概観したうえで、1+X制度の導入及び展開状況について2019年国務院方案をもとに明らかにする。続いて第3節では職業資格証書と職業技能水準証書の制度的枠組みと、高等職業教育分野の取得方法の2つの側面から整理する。最後に、第4節ではそれまでに得た知見を踏まえて、高等職業教育分野における1+X制度の位置づけを考察する。

## 2. 中国における高等職業教育の展開及び1+X制度の導入状況

本節では、(1)中国における高等職業教育の展開現状を確認したうえで、(2)そこに導入される1+X制度の状況について整理する。

### (1) 中国における高等職業教育の展開と現状

『中華人民共和国職業教育法』(以下、職業教育法)は1996年より施行され、高等職業教育を含めた全教育段階の職業教育の定義及び実施機関などを法的に定めている。同法は2010年頃より改正作業がはじまり、2019年末には改正案が公表され、その意見募集が行われた<sup>8</sup>。改正案では、「本法でいう職業教育とは、教育を受ける者がある特定の職業に従事するもしくはキャリアアップするのに必要な職業道徳、専門知識、技術技能、及び能力素質のために実施される教育活動であり、各レベル及び各種類の職業教育機関による教育、及び各種形式の職業訓練を含むものである」(第2条)と職業教育の定義が明記されている。そのなかで、「各レベル」は教育段階を指しており、すなわち、職業教育は教育段階によって中等、高等のものに分けられて、それぞれが中等職業教育機関と高等職業教育機関で行われるとされている(第13条)。

2020年現在、高等職業教育を主として提供する機関として、職業技術学院、高等専科学校、

独立して設置されている成人高等教育機関、四年制である応用技術型大学も加えられるようになってきている。本稿では特に断りがない限り、これらを合わせて高等職業教育機関と呼称する。2020年には約2,000校の高等職業教育機関があり、そこに1,949万人の学生が在籍しており、それぞれが高等教育段階全体の67%と53%を占めている<sup>9</sup>。

## (2) 1+X制度の状況

前節で確認したように、1+X制度は2019年国务院方案における提言のもとでつくられた証書制度である。2019年国务院方案に応じるため、教育部をはじめとする諸政府部門が協同で具体的な実施方法（以下、2019実施方法）を打ち出している<sup>10</sup>。2019実施方法では、後述するように、1+X制度の試験的実践の開始が明言されており、2019年6月と10月に計2回の実践主体（以下、試験機関）が選出されている。本項では2019年国务院方案及び2019実施方法を手がかりに、1+X制度にまつわる関連提言及びその試験的実践の展開状況を整理する。

### ① 政府文書からみる1+X制度

まず、2019年国务院方案では、経済・社会の発展及び国家競争力の強化を促進するための職業教育による優れた人材の育成という目標が確立されているなかで、そのための改革の方向性として、「管好両端、規範中間、書証融通、辦学多元」のスローガンが打ち出されている。すなわち、入学・修了時の管理をしっかりと行い、在学期間中というプロセスを規範化させ、学歴証書と職業技能水準証書との融合及び流動をはかり、教育機関の運営主体を多元的なものにするのである（第1条）。1+X制度に関する具体的な改革目標は、「1+X制度の試験的実践を開始する」項目、「学習成果の認定、累積及び転換」の項目において述べられている。

「1+X制度の試験的実践を開始する」項目では、職業教育機関の在学学生が1つの「学歴証書と同時に、複数の種類の職業技能水準証書の獲得に積極的になるように奨励する」と明言されている。それを通じて、教育機関による育成人材の供給と企業による雇用人材の需要とのミスマッチに起因する「就職の構造的な矛盾が緩和」できるという<sup>11</sup>。職業技能水準証書は初級、中級、高級に分けられ、「職業技能水準及び、職業と個人のキャリアアップに必要な総合能力を反映」するものと定義されている。その管理・監督・認定は、当該証書の取得認定試験の実施場所によって主管部門が異なり、職業教育機関内で行われる部分は教育部が担当し、職業教育機関外及び中等教育段階の技工学校での実施部分は人的資源社会保障部が担う（第6条）。

「学習成果の認定、累積及び転換」の項目において、「学歴証書と職業技能水準証書が表現できる学習成果の認定、累積及び転換を順序良く展開」することが提起されている。具体的な方法として、すでに「職業技能水準証書を獲得している社会人」が、学歴証書を取得しようとする場合、「教育機関が当該証書のレベル及び種類にしたがって、一部の科目を免除」する方法が挙げられている。対して、「学歴証書を取得している職業教育機関の卒業生が、関連する職業技能水準証書取得認定試験を受ける際に、一部の試験が免除」される（第8条）。

加えて、2019実施方法では1+X制度の試験的実践の際に、職業技能水準「証書の関連基準と、人材の質の2つの要所をしっかりと掴む」必要があるとされている。証書の関連基準に関しては、アウトソーシングメカニズムのもとで、第三者の職業教育訓練・評価組織（以下、

訓練評価組織)を募集し、当該組織が関連分野の職業技能の基準及び証書の開発を担うという。ほかには、訓練評価組織は教材などの学習資源の開発、訓練基地の建設及び、職業技能水準証書の授与の審査も行う(第1条)。その際、教育部は訓練評価組織が役割を十分に発揮できるようにし、より科学的で、社会の実際の需要に相応しい職業技能の基準及び証書を開発するように奨励するとされている(第2条)。

## ② 試験的実践の量的状況からみる1+X制度

上記を踏まえて、教育部は6月(第1期)と10月(第2期)に試験機関の選出及び公表を行った<sup>12</sup>。その際、試験機関の種類として、主要なのは短期の高等職業教育機関及び技工学校以外の中等職業教育機関であり、四年制高等職業教育機関である応用技術型大学、本科課程職業教育実践機関と、国家開放大学による積極的な参加が望ましいとされている。ほかには、試験機関の選出条件、そして1+X制度の実施専攻の分野も公開されており、これらをまとめると、表1になる。表1から、以下の3点が読み取れる。

第1に、試験機関の種類及び選出条件は、第1期と第2期との間では顕著な相違点がみられない一方で、選出条件には2点の追加がみられる。表1の下線部で示されている追加の選出条件をみると、まず、第3点の教員チームのうち、試験的実践を行う専攻における教師とエンジニア(原語、エンジニア)の双方としての資質を備える双師型教員と、実務家教員の量的条件のほか、国レベルの職業教育教員・教学イノベーションチームを有する専攻が優先して選出されると加えられている<sup>13</sup>。次に、第4点の教学リソースでは、試験的実践の需要に応じるための、実習、実技トレーニングの設備整備の必要性に加えて、これらの設備は企業やほかの教育機関と共同で使用できるとされている。この2点から、1+X制度の実施には優れた教員が求められると同時に、その実施可能性を高めるための柔軟性も制度的に保障されているといえよう。

第2に、1+X制度の試験的実践が行われる専攻の分野は第1期と第2期において大差がなく、IT関連の専攻をはじめ、看護分野、製造業の専攻も挙げられている。

第3に、1+X制度の試験的実践は機関単位で実施主体が選出されたが、その実施は専攻単位で行われていることがわかった。具体的な実践の専攻及び試験機関のリストが公表されており、1つの機関が複数の専攻において1+X制度を試験的に実践する事例もみられる。そこで、選出された試験的実践の専攻を機関単位で積算すると、第1期の1,988機関と、第2期の3,278機関のように、6割以上の増加を示していることが確認できる。

また、試験機関には短期及び四年制の高等職業教育機関、そして中等職業教育機関などの複数種類の機関が含まれており、これら機関の数及び全体に占める割合を種類別に分けると、表2のように示すことができる。表2から、2期にわたって中等及び高等教育段階の試験機関数の量的拡大傾向が確認できた。一方で、割合からみると、中等職業教育機関と高等職業教育機関が各期に占める割合はほとんど変わっておらず、双方が3:7の割合で1+X制度の試験的実践を行っていることがわかる。高等職業教育機関のうち、3種類の機関が量的に拡大している一方、それぞれが各期に占める割合は変わっていないといえる。そのうち、職業技術学院が高等職業教育機関の9割以上を占め、試験機関全体の6割にも及ぶ。この点から、高等職業教育機関が1+X制度の試験的実践において全体の7割近くを占めており、1+X制度の主要な

張：中国高等職業教育分野における1+X證書制度の位置づけ

表1 1+X制度試験的実践の試験機関の専攻分野、選出条件

	専攻分野（試験機関数）		選出条件
第1期	自動車使用とメンテナンス	464	地方レベルの重点機関・示範性を有する機関・業界特色を有する機関のうち、 1.関連専攻が有り、3年以内で継続して学生を募集し、一定経験を有する 2.関連専攻のインフラが整備され、人材育成の質が高く、人材育成方案及び教学・訓練による需要を満たす教育リソースを有する 3.訓練能力を備える教員チームのうち、「 <u>双師型</u> 」教員が5割、実務家教員・専門家が2割以上である。 <u>国家レベルのイノベーションチームの所属専攻が優先</u> 4.職業技能水準證書の訓練需要を満たす教学リソースと、実技トレーニング設備を備える。 <u>関連設備は企業などからレンタルし、合理的にシェアするのも可能</u> 5.関連制度・体系が健全で、教学管理が規範的であり、教員集団の保障ができる機関である。
	Web フロントエンド開発	422	
	物流管理	355	
	Building Information Modeling	320	
	高齢者介護	231	
	人工知能新エネルギー自動車	195	
第2期	オンラインショップ運営と宣伝	570	
	スマート財政と課税	468	
	産業用ロボットの操作・運営とメンテナンス	397	
	電子商務取引データ分析	375	
	産業用ロボット アプリケーションとプログラミング	325	
	センサー ネットワーク アプリケーションと開発	303	
	クラウド コンピューティング プラットフォームの運用・保守と開発	288	
	母子看護	241	
	認知症高齢者の看護	156	
	特殊溶接技術	155	

出典：教育部（2019）「關於做好首批1+X證書制度試点工作的通知」（[http://www.moe.gov.cn/s78/A07/A07\\_sjhj/201904/t20190418\\_378683.html](http://www.moe.gov.cn/s78/A07/A07_sjhj/201904/t20190418_378683.html)）、「關於做好第二批1+X證書制度試点工作的通知」（[http://www.moe.gov.cn/s78/A07/A07\\_sjhj/201909/t20190916\\_399277.html](http://www.moe.gov.cn/s78/A07/A07_sjhj/201909/t20190916_399277.html)）、注12。

表2 1+X制度試験機関数及び全体に占める割合

	第1期		第2期		総計	
試験機関総数（割合）	1,988	100.00%	3,278	100.00%	5,266	100.00%
中等職業教育機関	668	33.60%	1,018	31.06%	1,686	32.02%
高等職業教育機関	1,320	66.40%	2,260	68.94%	3,580	67.98%
うち職業技術学院	1,188	59.76%	2,005	61.17%	3,193	60.63%
うち高等専科学校	45	2.26%	101	3.08%	146	2.77%
うち四年制高等職業教育機関	87	4.38%	154	4.70%	241	4.58%

注：数値欄では試験機関の数を示し、割合の欄では各種試験機関が第1期、第2期、総計に占める割合が表示されている。

出典：注12と同じ。

実践主体になっており、そのなかでも職業技術学院が主要な部分となっていることがわかる。

このように、第1項では、1+X制度は在学生及び社会人からなる技術・技能を有する人材のキャリア発展のルートを広げる目標を有するものとされており、関連基準の開発及び証書の授与審査は訓練評価組織が行い、証書取得のための訓練や認定試験は、職業教育機関内外で教育部及び人的資源社会保障部の主管のもとで実施するとされていることがわかった。第2項では試験段階にある1+X制度の実践状況を確認し、1+X制度は2020年現在では主にIT、看護、製造の関連専攻で行われ、約7割が高等職業教育機関で展開されていることがわかった。

### 3. 中国高等職業教育分野における各種証書

前節で述べたように、新たに導入された1+X制度は1つの学歴証書と、複数の職業技能水準証書からなり、その試験的实践は主として高等職業教育分野で展開されている。本節では、職業資格証書、職業技能水準証書の①制度枠組み、②高等職業教育分野における取得方法を考察することとし、学歴証書について以下のように簡潔に整理する。

学歴証書は、学歴教育の修了を証明するものであり、高等教育段階のものは1998年施行の『中華人民共和国高等教育法』において規定されている。そこでは高等教育段階の教育、そしてその教育の証明書が、学歴と非学歴に分けて表現されている。そのうち、本稿で着目する学歴証書は前者の学歴教育の証明書であり、学歴教育の種類によって、専科課程と本科課程のものに分けられる。専科課程と本科課程では、学生の基礎理論、知識、そして関連業務に従事できる基本的な能力が共通して求められており、基本的な修業年限として、前者は「2年ないし3年」、後者は「4年ないし5年」(第17条)であると定められている<sup>14</sup>。そのうち、専科課程の教育は主に、短期の高等職業教育機関である、職業技術学院、高等専科学校で提供されており、高等職業教育とも呼ばれている。実際の学歴証書取得者の割合をみると、2019年度では約55:45の割合で、専科課程と本科課程の学歴証書が授与されている<sup>15</sup>。

高等職業教育分野の学歴証書の取得条件について、何による調査では、「専門科目の試験、臨地実習、実技操作に合格して、英語及び政治、関連する職業資格証書」の取得が求められると同時に、「文系の専攻では卒業論文が課される」場合があるとされている<sup>16</sup>。この点から、高等職業教育分野において、学歴証書は学生が在籍期間中に、各種試験に合格したことを証明することが主要な役割になっているといえよう。一方で、学歴証書の取得条件において、「職業資格証書」が言及されている点が注目し得るポイントであり、以下では職業資格証書と職業技能水準証書がそれぞれ高等職業教育分野に導入される時期にしたがって、双方の①制度枠組み、②高等職業教育分野における取得方法を確認する。

#### (1) 職業資格証書 (1990年代—2010年代)

##### ① 制度枠組み (1990年代前半—1990年代末)

職業資格証書は1993年、中国共産党中央委員会及び国務院による「社会主義市場経済体制の建設に関する若干問題の決定」においてはじめて政府文書のなかで言及された。具体的には、熟練労働者及び各種専門人材の育成に関する項目において職業資格という証書制度の施行が提起された(第43条)。1994年、元労働部及び人事部が連携し、上記の文書に応じて「職業資

格証書規定」を打ち出して、職業資格証書の施行を開始した<sup>17</sup>。そこでは、職業資格証書の目的、職業資格の定義・位置づけが明記されている。

まず、職業資格証書の目的は、「労働、人事制度改革を深化させて、社会主義市場経済による人材需要に適応して、専門技術人材を客観的で公正に評価し、人材の合理的移動を促進」することである（第1条）。次に、職業資格は、「ある職業に従事するために必要不可欠な学識、技術及び能力に対する基本的要求」（第2条）であり、「国家による専門的学識、技術、能力に対する認可として、就職の際、ポストに就く際、起業の際、任用される際の主要な根拠」（第4条）でもある。すなわち、職業資格証書はすでに職についている労働者と、潜在的な労働者が有する知識、技術、能力を総合的に評価し証明するものとして、就職状況を改善するために提起されたのである。

その後、職業資格証書の取得方法が明らかにされるようになった。1995年施行の『中華人民共和国労働法』では職業資格証書の認定について、「政府に承認される評価認定機構が、労働者に対して職業技能の評価及び判定を実施する」とされている（第69条）。職業資格証書の評価認定試験は筆記試験と実技試験からなり、後者はさらに一般操作、生産作業、模擬操作の形式に分けられる<sup>18</sup>。当該試験の合格者が得られる職業資格証書は、5のレベルに分けられる。2000年に元労働・社会保障部は職業資格証書のレベルについて、5から1の順に技能のレベルが上がると明らかにしている<sup>19</sup>。そのなかで、職業資格証書は、5から3レベルまでを初級、中級、高級、2と1レベルを技師と高級技師と称する（第3条）ように、技能のみならず、当該技能を有する者に対する評価認定も行うことが読み取れる。

同時に、当該文書では、90の業種への就職には職業資格証書を有さなければならないことも決定されている。このような職業資格証書の所有の厳格化がもたらす結果は、職業資格証書の評価認定試験の参加者の量的拡大からうかがえる。1996年には260万強の参加者が職業資格証書の評価認定試験に参加し、そのなかの約8割にあたる214万人が証書を授与されたのに対して、2010年には参加者が1,658万人で、証書の獲得者が1,393万人までに拡大した<sup>20</sup>。このように、職業資格証書は就職にあたって必要不可欠な要件になっていることがわかる。

## ② 高等職業教育分野における取得方法（1990年代末－2010年代）

このように一見してその取得において職業教育が言及されない職業資格証書及びそれと関連する考え方は、1980年代より言及された。1986年の全国職業技術教育会議において、職業に関する証書と職業教育を関連づけることが提起され、当時の国家教育委員会の副主任何東昌は「1つは学歴証書であり、もう1つは仕事のポストに関する証書」という「双証書」の構想を紹介した。その目的は、「職業教育を、就職と関連づけさせ、さらにポストとも関連づける」と述べられて、将来的には2種類の証書からなる制度を施行する可能性があると考えられた<sup>21</sup>。

こうした考え方は90年代以降も提起されており、法的に言及されたのが1996年施行の職業教育法である。同法では職業教育分野における2種類の証書の取得可能性が明らかにされ、すなわち、職業教育は、学歴証書と職業資格証書の取得が可能になるように行われるべきである（第8条）とされている。つまり、取得する証書の観点からみると、高等職業教育修了者は学歴証書、及び職業資格証書を獲得することができ、学生というまだ職歴のない潜在的な労働者

も職業資格証書の取得が可能になったことがわかる。

2つの証書を在学期間中に取得する方法に関して、2005年に国務院が「職業教育を大いに発展することに関する決定」で明記している。具体的には、2010年までに、「条件を備えている全ての高等職業教育機関は職業資格の評価認定機構を設置すべき」であり、当該機関の卒業生が認定に合格する場合は、「学歴証書と当該職業資格証書を同時に取得」（第9条）できると明言している<sup>22</sup>。2020年現在では、当該専門分野の仕事経験のない高等職業教育段階の在学学生及び卒業生は、一般的に5級、4級の職業資格証書の認定試験を受けるという<sup>23</sup>。

肖はこの2005年の国務院による文書を双証書制度の転換点と捉え、この時期から職業資格証書及びその関連制度が職業教育に対して新たな影響を及ぼすようになったと指摘し、2012年度の高等職業教育分野の双証書取得率が90%になった点から、職業資格証書と高等職業教育との関係性がより緊密になったと述べた<sup>24</sup>。他方で、何によるインタビュー調査において、職業資格証書の高等職業教育分野における取得は、「国家の政策に応じるため」であり、これら証書が「学生の実際の就職もしくは進学に役に立たない」という教員側の意見も得られた<sup>25</sup>。

では、職業資格証書の普及傾向のなかで、職業技能水準証書がどのような理由及び経緯のもとで新たに打ち出されたのかを、次項で確認する。

## （2） 職業技能水準証書（2019年一）

### ① 制度枠組み

前節で述べたように、2019年国務院方案では、職業教育機関の在学学生による学歴証書と職業技能水準証書の同時取得が提唱されており、そうした職業技能水準証書の効力保持及び質保証に関する内容も定められている。前者の効力保持に関して、初級、中級、高級に分けられる各レベルの職業技能水準証書は、「同等の効力を有し、証書の所有者は同等の待遇」を受けて（第6条）、取得者のうち、未就職の高等教育段階卒業生に対する職業訓練の補助金政策を確実にすべきであるとされている（第7条）。後者の質保証は「職業教育質評価及び監督制度」に関する項目で提起され、職業技能水準証書の関連事業に対して、「ランダムで、開かれたチェック及び監督」を定期的に行うと明言されている（第17条）。その際、訓練評価組織のパフォーマンス、職業教育機関による関連訓練の質に対する監督、測定及び評価が行われるという。

職業技能水準証書自体の質の保証のほかに、それと関連する教育の質も言及されている。すなわち、1+X制度を「専門人材の育成に融合する」項目では、各試験機関は、「職業技能の基準及び当該専攻の教学基準による需要にしたがって、職業技能水準証書」を取得するための「訓練内容を、関連専攻の人材育成方案に組み入れて」、「教学方法の改革を深化し、人材育成の柔軟性、適応性、そして対応性を高める」と提言されている（第3条）。そして、試験機関は「訓練、評価を通して学生が職業技能水準証書を獲得できるようにする」ほか、「関連専攻の試験と、職業技能水準の認定試験とを融合して行い」、「学歴証書の取得に必要な単位と職業技能水準証書の同時獲得を模索する」ことも提言されている。

### ② 高等職業教育分野における取得方法

これらの決定内容に応じて、教育部、国家発展改革委員会、財政部、市場監督管理総局が協



同で打ち出した 2019 実施方法は、職業技能水準証書の開発及び実践を詳細に定めている<sup>26</sup>。

まず、開発においては、「訓練評価組織が関連規定にしたがって、産業界、企業及び教育機関と連携して」、「新しい技術・クラフト・規範・需要」の反映される職業技能水準を開発するとされている。開発される職業技能水準証書は、前述のように、学生のみならず、社会人も取得することが可能であり、双方が「職業技能水準証書の種類、レベルを自発的に選択し、試験機関の内外において訓練を受ける」ことの必要性及び可能性も明言されている（第 4 条）。

次に、「質の高い職業訓練の実施」項目では、試験機関は職業技能水準証書の獲得による需要と、関連専攻の建設による需要を合わせて考慮し、実技訓練のインフラ、教学資源、訓練能力を改善しなければならないと明記されている。その際、試験機関は、「社会、市場及び学生の職業技能水準証書の取得需要」に応じて、「カリキュラムや専門課程に含まれていない内容、もしくはさらなる強化が必要な実技訓練」に対し「専門的な訓練」の必要も言及されている。

こうした職業技能水準証書の認定及び授与は、上記の訓練評価組織が行う。認定の内容には当該分野の「典型的なポストに必要とされる職業素養、専門知識及び職業技能」を含めるべきであり、「社会、市場、企業及び学生個人の発展需要を反映しなければならない」。また、訓練評価組織は基本的に、「条件を備えている試験機関に設置すべき」であると提言されている（第 5 条）。すなわち、職業技能水準証書を取得するためには、高等職業教育機関がメインとなる試験機関のなかで、訓練評価組織が実施する認定試験を受ける必要があることがわかった。

### （3） 小括

ここまでで職業資格証書及び職業技能水準証書を、制度枠組み及び高等職業教育分野における取得方法から確認した結果、双方が職業技能・技術を評価し証明する点で共通性を有しており、2020 年現在では双方とも効力を有していることがわかった。

双方とも国務院によって提起されている一方、職業資格証書は労働・人事分野、職業技能水準証書は労働・教育分野におけるものとして作られた。前者が、労働者の資格・技能の認可共通性を上げるために作られた約 10 年後に、そうした職業資格証書自体と高等職業教育とのつながりをより緊密にするために、双証書制度が作られた。これに対して、後者の職業技能水準証書は高等職業教育分野と就職との関係性をさらに緊密にする目的を有する証書として、1 + X 制度とともに作られたものであることがわかった。そのため、双方の取得における高等職業教育機関の役割や位置づけにおいても相違点がみられる。

職業資格証書は、すでに労働・人事分野で作られたなかで、その認定を行う評価認定機構を新たに高等職業教育機関内に設置するという方法において高等職業教育機関が言及された。他方で、職業技能水準証書では、試験的实践の段階から認定試験の実施場所、そして訓練評価組織が置かれる場所を高等職業教育機関にすることが提言されている。また、その具体的な取得プロセスは、人的資源社会保障部による職業基準に応じて、教育部が関連の教学基準を制定した後、高等職業教育機関及び訓練評価組織が、職業技能水準証書の取得需要にしたがった教育内容や方法の調整及び、当該証書の認定や授与を行うとなっている。そのため、高等職業教育機関は職業技能水準証書に応じる教育内容の調整のほかに、当該機関内において、調整した教育内容が職業技能水準証書の認定試験への対応度合いをより迅速に確認できると考えられる。

#### 4. 考察

ここまでは、高等職業教育分野の証書制度である双証書制度及び1+X制度における学歴証書、職業資格証書、職業技能水準証書それぞれの、制度枠組み及び高等職業教育分野における役割を確認した。では改めてこれらは高等職業教育の展開においてどのように位置づけられているのか。以下では、ここまでで得られた知見を用いて、Aの職業型証書とBの学歴証書を、それぞれの管理部門、取得時期及び取得場所の観点から整理して、高等職業教育分野における双証書制度及び1+X制度の位置づけの図示を図1(1)、(2)のように試みる。

ここであらかじめ図1の説明を加えたい。図1では、横軸はB学歴証書の取得時期を参照とした際の各種証書の取得可能時期を表し、縦軸は各種証書の取得の管理部門を教育分野と産業分野に分けて表している。そのなかで、双証書制度と1+X制度の終点を、高等職業教育機関という枠のなかでのB学歴証書の取得としてみなす場合、細い矢印は双方のA職業型証書及びB学歴証書の取得ルートを示している。一方で、実線の矢印は双証書制度と1+X制度の運用者である労働者の人的移動を示している。図1からは、以下の3点を読み取ることができる。

第1に、各種証書の実際の取得時期は大きく異なっていることがわかる。学歴証書は教育部の管理のもとで、取得者が高等職業教育機関の在籍期間中に、各種試験に合格したことを証明する証書であり、高等職業教育の出口段階にある。職業資格証書は人的資源社会保障部の管轄に置かれて、企業・産業界において、そこへの参入の前もしくは参入後に取得でき、当該取得者が有する技術・技能のレベルを証明する証書として設計されたが、2000年以降では、学生が高等職業教育分野の在学期間中でも取得できるように改革された。一方で、職業技能水準証書はその認定試験の実施場所によって、教育部及び人的資源・社会保障部のそれぞれに管理されて、取得者の職業素養、専門知識及び職業技能が反映される証書であり、制度設計の段階からその取得できる場所もしくは期間に対する制限が設けられておらず、高等職業教育機関内外の双方において取得が可能とされている。

第2に、双証書制度及び1+X制度は、高等職業教育分野から企業・産業界への人的移動の促進機能を有するように設計されていることがわかった。そのなかで、学歴証書と職業資格証書からなる双証書制度(図1(1))は、制度設計当初から異なる政府部門に主管される2種

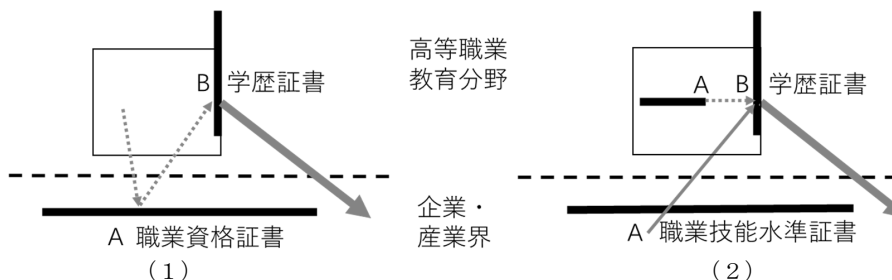


図1 高等職業教育分野の各種証書の位置づけ

注：枠は高等職業教育機関を示しており、細い矢印は双証書制度と1+X制度における各種証書の取得ルートを示し、実線の矢印は労働者の人的移動を示している。

出典：筆者作成。

類の既存の證書の統合を図る制度である。2種類の證書の統合のプロセスにおいては、職業資格證書の取得に必要な教育内容が職業教育機関内に組み入れる順番がとられ、言い換えると、企業・産業界と高等職業教育分野との交流は単方向のものであった。そのため、職業資格證書にまつわる職業分野の変動、とりわけ更新がある際、高等職業教育分野の対応が職業資格證書に応じて行われ、社会・職業の需要に対する反応がかえって迅速ではなくなる可能性が指摘できる。この点を前述した高等職業教育機関の学生にとっての職業資格證書の効力低下に対する疑問の声と合わせて考えると、高等職業教育分野における職業資格證書、そして双證書制度が発揮すべきとされた人的移動の促進機能が必ずしも保障されているといえないことがわかる。こうした機能の失効もしくは無効を導く要因として、上述した関連制度の設計段階から存在した双方の證書の制度上の分離、及びそれにもなう高等職業教育機関と企業・産業界との間の育成される人材と必要とされる人材が有する技術、資質における不一致が考えられる。

第3に、1+X制度(図1(2))は既存の證書と、新設される證書との統合を目標としているなかで、後者の新設される職業技能水準證書は高等職業教育分野と企業・産業界の双方に位置づけられている。そのため、職業技能水準證書は当該證書を有する企業・産業界の労働者による、企業・産業界から高等職業教育分野への人的流動を促進できると考えられる。この点は、第2点で挙げている2種類證書の融合における単方向であった方向性を、双方向のものにしたといえよう。すなわち、1+Xの證書取得には、高等職業教育分野内における、職業技能水準證書の各種基準を満たすための教学内容やインフラの調整という教育内容の融合と同時に、高等職業教育分野外の学歴證書取得希望者が職業技能水準證書を経由した、職業学歴教育を受けるというルートも開かれており、労働者及び潜在的労働者の人的流動ももたらされうる。そのため、1+X制度は、高等職業教育分野の出口段階での企業・産業界までの人的流動のみならず、入口段階における企業・産業界からの人的参入可能性をも拡大しているといえよう。

ここまでで考察した内容を整理すると、1+X制度は中国における高等職業教育分野の新型證書制度として、高等職業教育分野と企業・産業界との中間に位置しており、入口と出口の双方における人的流動の可能性を高めることができるとされていることが推察される。

## 5. おわりに

本稿では中国高等職業教育分野における1+X制度の位置づけを明らかにするため、従来からある学歴證書、職業資格證書、及び新設された職業技能水準證書の制度枠組みと高等職業教育分野における取得方法を整理した。その結果、高等職業教育分野と企業・産業界との緊密なつながりを図る方向性は2000年以降継続してみられるなかで、その具体的な方法は、既存の職業資格證書の高等職業教育分野への導入から、各種職業基準が反映される職業技能水準證書の新設までに転換したことが明らかになった。現在、高等職業教育分野では学歴證書、職業資格證書、職業技能水準證書が同時に存在しており、これらの主管部門及び取得方法における相違点とともに、これらの組み合わせからなる双證書制度及び1+X制度も異なる位置づけを有していることがわかった。後者の学歴證書と職業技能水準證書からなる1+X制度は、2020年現在試験的実践の段階にあり、労働者の学歴教育及び職業の間の流動可能性を向上させて、高等職業教育分野と産業界の境界線を不明確にするものとして、高等職業教育分野と企業・産業

界の双方の需要が反映される架け橋として位置づけられていることが明らかになった。そのため、NQF に関する制度設計には高等職業教育分野と企業・産業界の双方の需要が反映できるようにするための配慮が必要不可欠といえよう。このような制度設計に対して、1+X 制度、そして職業技能水準証書の実際の効用がどのようになっており、とりわけ既存の双証書制度及び職業資格証書と比べる際の相違点があるのか、という点についてさらに注目していきたい。

注 (URL は 2020 年 8 月 21 日最終アクセス)

<sup>1</sup> UNESCO, Institute for Lifelong Learning, (2015), INTRODUCTION, *Global Inventory of Regional and National Qualifications Frameworks.*, p.6([https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000233043\\_eng](https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000233043_eng)).

<sup>2</sup> 吉本圭一「第四部 日本の NQF 導入の萌芽 第 1 章 日本における国家学位資格枠組 (NQF) へとつづく挑戦」国立大学法人九州大学『平成 29 年度 専修学校による地域産業中核的人材養成事業 国家学位資格枠組の世界的展開と日本における導入可能性』成果報告書 VoL. 17、2018 年、p.385。

<sup>3</sup> 同上、p.355。

<sup>4</sup> 国务院 (2019)「關於印發国家職業教育改革实施方案的通知」([http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-02/13/content\\_5365341.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-02/13/content_5365341.htm))。

<sup>5</sup> 同上。

<sup>6</sup> 前者として、劉文君「中国における職業資格制度の整備と実施上の課題」『産業教育学研究』第 33 巻第 1 号、2003 年、pp.70-77、戴秋娟「第 5 章 中国における『職業資格証明制度』」独立行政法人 労働政策研究・研修機構『諸外国における能力評価制度 —英・仏・独・米・中・韓・EU に関する調査—』JILPT 資料シリーズ NO.102、2012 年、pp.129-144 がある。後者としては例えば、丁相順「中国における法律職業資格試験の改革について」『比較法学』第 52 巻第 2 号、2018 年、pp.105-116、張玉秋「秘書検定における中日対比分析—『日本秘書技能検定』と『中国秘書職業資格鑑定』に基づいて—」上田短期女子大学総合文化研究所『総合文化研究所所報学海』第 4 巻、2018 年、pp. 1-17 などがある。

<sup>7</sup> 臣川元寛 (2019)「【解説】中国の職業教育改革『1+X』とは」(<https://www.jica.go.jp/project/china/015/news/20190418.html>)、孫善学「対 1+X 証書制度的幾点認識」『中国職業技術教育』2019 年第 7 期、pp.73-74。

<sup>8</sup> 教育部 (2019a)「關於《中華人民共和國職業教育法修訂草案 (征求意见稿)》公開征求意见的公告」([http://www.moe.gov.cn/jyb\\_xwfb/s5989/201912/t20191224\\_413254.html](http://www.moe.gov.cn/jyb_xwfb/s5989/201912/t20191224_413254.html))。

<sup>9</sup> 教育部 (2020a)「高等教育学校 (機構) 数」、「高等教育学校 (機構) 学生数」より筆者算出 ([http://www.moe.gov.cn/s78/A03/moe\\_560/jytjsj\\_2019/qg/](http://www.moe.gov.cn/s78/A03/moe_560/jytjsj_2019/qg/))。

<sup>10</sup> 教育部・国家發展改革委・財政部・市場監管總局 (2019)「關於在院校實施“學歷証書+若干職業技能等級証書”制度試点方案」([http://www.moe.gov.cn/srcsite/A07/moe\\_953/201904/t20190415\\_378129.html](http://www.moe.gov.cn/srcsite/A07/moe_953/201904/t20190415_378129.html))。

<sup>11</sup> 就職の構造的な矛盾には 5 種類あるとされる。すなわち、高等教育段階の卒業生の需要と供給問題、潜在的であった失業の顕在化問題、伝統的なブルーカラーの就職ポスト減少問題、高度な技能人材の不足問題、外資系企業の移転に伴う失業者の再就職問題である。出典：中国共産党（2017）「問：為什麼說結構性就業矛盾是現階段就業面臨的突出矛盾？」（<http://dangjian.people.com.cn/n1/2017/11/17/c415189-29652956.html>）。

<sup>12</sup> 教育部（2019b）「關於首批 1 + X 証書制度試点院校名單的公告」（<http://www.cvae.com.cn/zgzcqw/tzgg/201906/14664504d4aa48bda78d2adde5c1adc7.shtml>），教育部（2019c）「關於第二批 1 + X 証書制度試点院校名單的公告」（<http://www.cvae.com.cn/zgzcw/zyxw/201910/e2b5a8fd1ff54cb0ada1e07d486ddec2.shtml>）。

<sup>13</sup> 職業教育教員・教学イノベーションチームは 2019 年 6 月に教育部によって打ち出されたものであり、1 + X 制度の試験的实践による需要、そして職業教育の質の高い発展という目標に応じて行うという。出典：教育部（2019d）「關於印發《全國職業院校教師教學創新團隊建設方案》的通知」（[http://www.moe.gov.cn/srcsite/A10/s7034/201906/t20190614\\_385804.html](http://www.moe.gov.cn/srcsite/A10/s7034/201906/t20190614_385804.html)）。

<sup>14</sup> 長谷川豊・南部広孝・吉村澄代『『中華人民共和國高等教育法』訳と解説（前編）』『季刊教育法』第 118 号、エイデル研究所、1999 年、p.37。

<sup>15</sup> 教育部（2020b）「各級各類學歷教育學生情況」（[http://www.moe.gov.cn/s78/A03/moe\\_560/jytj\\_sj\\_2019/qg/202006/t20200611\\_464803.html](http://www.moe.gov.cn/s78/A03/moe_560/jytj_sj_2019/qg/202006/t20200611_464803.html)）。

<sup>16</sup> 何諧（2017）「我国高等職業教育學位制度的构建研究」西南大學博士學位論文、p.108。

<sup>17</sup> 労働部・人事部（1994）「關於頒發《職業資格証書規定》的通知」（[http://www.mohrss.gov.cn/gkml/zcfg/gfxwj/201411/t20141117\\_144388.html](http://www.mohrss.gov.cn/gkml/zcfg/gfxwj/201411/t20141117_144388.html)）。

<sup>18</sup> 何諧、前掲論文、p.136。

<sup>19</sup> 労働和社会保障部（2000）「招用技術工種從業人員規定」（[http://www.gov.cn/gongbao/content/2000/content\\_60388.htm](http://www.gov.cn/gongbao/content/2000/content_60388.htm)）。

<sup>20</sup> 劉文君、前掲論文、p.72，戴秋娟、前掲論文、p.140。

<sup>21</sup> 國務院辦公廳（1987）「轉發國家教委等部門關於全國職業技術教育工作會議狀況報告的通知」何東昌主編『中華人民共和國重要教育文獻 1949 年~1997 年』海南出版社、1998 年、pp.2566-2568。

<sup>22</sup> 國務院（2002）「關於大力發展職業教育的決定」（[http://www.gov.cn/zwggk/2005-11/09/content\\_94296.htm](http://www.gov.cn/zwggk/2005-11/09/content_94296.htm)）。

<sup>23</sup> 遼寧省職業技能鑑定中心「職業資格証書制度問答」（<http://ln.osta.org.cn/htm/810/10408.html>）。

<sup>24</sup> 肖鵬程（2015）「我國職業資格証書制度演變對職業教育的影響研究」上海師範大學碩士學位論文、p.30，41。

<sup>25</sup> 何諧、前掲論文、pp.65-66。

<sup>26</sup> 教育部・國家發展改革委・財政部・市場監管總局、前掲文書。

（比較教育政策学コース 博士後期課程 3 回生）

（受稿 2020 年 8 月 31 日、改稿 2020 年 11 月 10 日、受理 2020 年 12 月 7 日）

## 中国高等職業教育分野における 1 + X 証書制度の位置づけ

張 潔麗

本稿では中国高等職業教育分野における 1 + X 制度の位置づけを明らかにするため、従来ある各種証書を制度枠組みと高等職業教育分野における取得方法を整理した。その結果、高等職業教育分野と企業・産業界との緊密なつながりを図る方向性は 2000 年以降継続してみられ、その具体的な方法は、既存の職業資格証書自体の高等職業教育分野への導入から、各種職業基準が反映される職業技能水準証書の新設までに転換したことが明らかになった。現在、高等職業教育分野では学歴証書、職業資格証書、職業技能水準証書が同時に存在し、これらの組み合わせからなる双証書制度および 1 + X 制度が異なる位置づけを有している。後者の 1 + X 制度は、労働者の学歴教育および職業の間の流動可能性を向上させて、高等職業教育分野と産業界の境界線を不明確にするものとして、高等職業教育分野と企業・産業界の双方の需要が反映される架け橋として位置づけられているといえよう。

## Positioning of 1+X Certificate System in Higher Vocational Education in China

ZHANG Jieli

To clarify the positioning of the 1+X Certificate System of Higher Vocational Education in China, this paper summarizes the various certificates from the institutional framework and the acquisition methods in the field of higher vocational education. As a result, the direction to establish close links between higher vocational education and industry has been seen since 2000, and the concrete method has changed from the application of the existing Vocational qualification certificates itself to the establishment of Vocational skill level certificates that reflect various vocational standards. At present, Academic diplomas, Vocational qualification certificates, and Vocational skill level certificates are all available at the same time, and the Double Certificates and the 1+X Certificate System consisting of these combinations have different positions. The 1+X Certificate System is intended to improve the possibility of mobility between the workers' education and vocation, the thus to make the boundary between the field of higher vocational education and industry unclear, and is positioned as a bridge that reflects the demand of both sides.

**キーワード：**学歴証書、職業資格証書、職業技能水準証書、1 + X、中国における高等職業教育  
**Keywords:** Academic diplomas, Vocational qualification certificates, Vocational skill level certificates, 1+X Certificate System, Higher Vocational Education, China